

広島県告示第五百三十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によつて、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十年六月一日

鹿島縣知事 藤田雄山

江の川上流		太田川		森林計画区名	
生田川	三篠川	可愛川	太田川下流	太田川上流	上水内川
安芸高田市 (向原町を除く。)	安芸高田市 (安佐北区「白木町に限る。」に限る。)	広島市 (安佐北区「白木町に限る。」に限る。)	広島市(東区「馬木一丁目から馬木九 丁目まで、馬木町、上温品一丁目から 上温品四丁目まで、温品一丁目から温 品八丁目まで、温品町、福田一丁目か ら福田八丁目まで及び福田町に限 る。」、安佐北区「白木町に限 る。」、安芸区及び佐伯区を除く。)	廿日市市(玖島、永原、崎、友田、河 津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中 道及び栗栖に限る。)	廿日市市(佐伯区「湯来町及び杉並台に 限る。」に限る。)及び廿日市市(吉 和に限る。)
七五六・九六	三一七・六一	四五六・八三	一三八・八〇	二、一二八・四一	八二三・一二 (ヘクタール)

太田川								瀬戸内	高梁川上流	瀬戸内	江の川上流	瀬戸内
	瀬戸内	瀬戸内	甲奴地区	東城川	西城川・比和川	神野瀬川						
瀬野川	三津地区	黒瀬川上流	沼田川上流	尾道地区	世羅台地	芦田川	神石地区	甲奴地区	東城川	西城川・比和川	神野瀬川	三次市（甲奴町を除く。）及び庄原市（高野町に限る。）
刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び蒲原市（音戸町、倉橋町、下蒲刈町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	吳市（安浦町及び川尻町、豊浜町及び蒲原市及び東広島市（安芸津町に限る。）	東広島市（高屋町、福富町、豊栄町及び河内町を除く。）	三原市（大和町に限る。）及び東広島市（高屋町、福富町、豊栄町及び河内町に限る。）	尾道市（向東町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町及び向島町を除く。）及び三原市（久井町に限る。）	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原を除く。）	福山市（内海町を除く。）及び府中市（上下町を除く。）	神石郡一円	庄原市（東城町に限る。）	庄原市（総領町に限る。）	庄原市（総領町、東城町及び高野町を除く。）	神野瀬川	三次市（甲奴町を除く。）及び庄原市（高野町に限る。）
広島市（東区）馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品一丁目から温品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。」及び安芸区に限る。）、安芸郡同郡坂町、同郡海田町、同郡熊野町及び	四七・三〇	四四・七二	九一・二六	一八〇・三三	三四・五四	一八三・八九	七九〇・六二	三三一・八九	四二〇・六八	三三八・八〇	一、三九五・七二	一、八三六・八一

二 土砂流出防備保安林

																江の川上流					高梁川上流	森林計画区名	面積による許容限度 伐を定める集団の度所 在場所	
高宮	八千代	吉田	比和	高野	口和	東城	西城	總領	庄原	双三三和	三良坂	吉舎	作木	布野	君田	甲奴	三次	神石三和	豊松	神石	油木	皆伐による許容限度 伐を定める集団の度所 在場所		
安芸高田市 (高宮町に限る。)	安芸高田市 (高宮町に限る。)	安芸高田市 (八千代町に限る。)	庄原市 (比和町に限る。)	庄原市 (庄原市 (高野町に限る。))	庄原市 (庄原市 (東城町に限る。))	庄原市 (庄原市 (西城町に限る。))	庄原市 (總領町に限る。)	和町、高野町及び比和町を除く。)	庄原市 (總領町、西城町、東城町、口	三次市 (三和町に限る。)	三次市 (三良坂町に限る。)	三次市 (吉舎町に限る。)	三次市 (作木町に限る。)	三次市 (布野町に限る。)	三次市 (君田町に限る。)	三次市 (甲奴町に限る。)	木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。)	三次市 (甲奴町、君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。)	神石郡神石高原町 (井関、大矢、時光、亀石、高蓋、木津和、父木野、福永、古川、高光、相渡及び永野に限る。)	神石郡神石高原町 (上豊松、下豊松、笹尾、有木及び中平に限る。)	神石郡神石高原町 (井関、牧、草木、小野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。)	神石郡神石高原町 (油木、安田、小野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。)	包 括 市 町 名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
一九・三六	一九・三六	二六・六八	三六・六八	一八・七八	一六・四二	三三・五四	八・一二	○・五六	一六・四八	一五・八〇	三・七四	一四・八五	四・一六	一四・〇六	六・四八	一七・一四	一五・八一	一三・九一	○・四八	○・八六	一・八二			

太田川	広島	湯来	向原	甲田
廿日市	大竹	廿日市	大竹市	廿日市
大野	佐伯	吉和	廿日市市 (佐伯区 [湯来町及び杉並台に限る。] を除く。)	廿日市市 (宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西二丁目まで、深江三丁目まで、福面三丁目まで、対厳山三丁目から対厳山三丁目まで、前空二丁目から深江三丁目まで、物見東一丁目、物見西一丁目から物見東一丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目及び宮島町を除く。)
廿日市市 (宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西二丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対厳山一丁目から対厳山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋二丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。)	廿日市市 (吉和に限る。)	廿日市市 (吉和に限る。)	廿日市市 (宮島口西一丁目から宮島口四丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原二丁目から大野原四丁目まで、大野、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和及び宮島町を除く。)	廿日市市 (宮島口西一丁目から宮島口四丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対厳山一丁目から対厳山三丁目まで、前空二丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見西一丁目から物見東一丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目
一一一・四五	一四五・四九	〇・九三	七一・〇四	五六五・五六
一一一・四五	一四五・四九	〇・九三	一四九・六五	四六・一六
一一一・四五	一四五・四九	〇・九三	五七・八一	一三・三四

瀬戸内

瀬戸内																呉	音戸	倉橋	下蒲刈	蒲刈	音戸	呉							
府中	新市	神辺	沼隈	内海	福山	向島	御調	瀬戸田	因島	尾道	久井	本郷	大和	三原	竹原	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	倉橋	下蒲刈	音戸	呉					
府中市 (上下町を除く。)	福山市 (新市町に限る。)	福山市 (神辺町に限る。)	福山市 (沼隈町に限る。)	福山市 (内海町に限る。)	福山市 (内海町、沼隈町、神辺町及び 新市町を除く。)	尾道市 (向島町に限る。)	尾道市 (御調町に限る。)	尾道市 (瀬戸田町に限る。)	尾道市 (因島土生町、因島田熊町、因 島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦 町、因島外浦町、因島中庄町、因島 大浜町、因島重井町、因島原町、因 島洲江町、瀬戸田町、御調町及び向 島町を除く。)	尾道市 (因島土生町、因島田熊町、因 島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦 町、因島外浦町、因島中庄町、因島 大浜町、因島重井町、因島原町及び 因島洲江町に限る。)	八・三八	一一三・五九	一三七・三二	一一四・八四	二六七・九六	一七六・四八	○・三六	七二・二四	一・二六	一・五六	二二一・三八	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (倉橋町に限る。)	呉市 (下蒲刈町に限る。)	呉市 (蒲刈町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)
五六・四〇	二五・五四	六五・三三	四一・一二	一五・七六	二二〇・七四	一一七・六四	一・二三	七・〇二			七五・三二		一一三・五九	二六七・九六	一七六・四八	○・三六	七二・二四	一・二六	一・五六	二二一・三八	呉市 (音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲 刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び 豊町を除く。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (倉橋町に限る。)	呉市 (下蒲刈町に限る。)	呉市 (蒲刈町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	呉市 (音戸町に限る。)	

上下	東広島	府中市（上下町に限る。）	三四八・六三
四二・七八	東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬松ヶ丘に限る。）	六七・八四
六〇・九〇	東広島市（豊栄町に限る。）	東広島市（豊栄町に限る。）	二二・七九
五五・三六	東広島市（河内町に限る。）	東広島市（河内町に限る。）	九八・〇八
四一・三九	東広島市（安芸津町に限る。）	東広島市（安芸津町に限る。）	四・一二
六・一二	江田島市（江田島町に限る。）	江田島市（江田島町に限る。）	一九・三八
〇・〇二	江田島市（能美町に限る。）	江田島市（能美町に限る。）	九・六〇
五・四四	江田島市（大柿町に限る。）	江田島市（大柿町に限る。）	一七九・九一
七・八四	豊田郡大崎上島町（中野、原田及び大串に限る。）	豊田郡大崎上島町（中野、原田及び大串に限る。）	七・八四
一七九・九一	世羅郡世羅町（木江、沖浦及び明石に限る。）	世羅郡世羅町（木江、沖浦及び明石に限る。）	一七九・九一
七七・三六	世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世界、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。）	世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世界、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。）	七七・三六
一一三・一三三	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。）	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。）	一一三・一三三

三 干害防備保安林

森林計画区分名	瀬戸内	府中市（上下町に限る。）	皆伐による伐採面積の許容限度所を定める集団の所在場所を	皆伐面積の限度（ヘクタール）
四 保健保安林				
高梁川上流森林計画区				
江の川上流森林計画区				
太田川森林計画区				
瀬戸内森林計画区				
一三三・三八	二六九・七四	三一・〇六	一・七四	皆伐面積の限度（ヘクタール）